

令和7年度（2025年度）

今金高等養護学校

校則集

令和7年4月18日発行



北海道今金高等養護学校
生徒指導部

はじめに

この校則集には今金高等養護学校で学校生活を過ごす上で守るべききまりが書かれています。学校は「集団生活の場」であり、きまりを守らないと規律のある生活が送れません。きまりを守ることは学校生活だけでなく、卒業後も大切なことであり、在学中に「きまりを守ることの大切さ」を感じて、実際にきまりを身につけていきましょう。

1 通学生について（帰省、帰舎を含む）

（1）通学時の音楽プレイヤーの使用について

- ①イヤホンを使って音楽を聴く。（スピーカーでの使用はしない）
- ②周囲の音が聞こえる音量で聴く。
- ③歩行中や自転車運転中は使用しない。
- ④登校後は担任の先生に預け、下校の時に受け取る。
- ⑤故障、紛失については個人の責任とする。

（2）通学時の携帯型ゲーム機の使用について

- ①使用については、保護者の確認のもとに行う。
- ②個人での使用に限り、複数人での通信利用は行わない。
- ③イヤホンを使ってゲームを行い、周囲の音が聞こえる音量にする。
- ④公共交通機関利用時は、立った状態で利用しない。
- ⑤歩行中や、自転車運転中は使用しない。
- ⑥登校後は担任の先生に預け、下校の時に受け取る。
- ⑦故障、紛失については個人の責任とする。

（3）自転車通学について

- ①自転車通学をしたい場合は、所定の用紙を記入して申請する。
- ②申請後、車両の点検を受ける。点検は学年生徒指導部の者が行う。この時、修理する箇所が見つかった場合、直ちに修理を行って再度点検を受ける。点検が終了した自転車には後輪のカバーにステッカー（学年生徒指導部が作成）を貼る。
- ③登下校時には自転車用ヘルメットを必ず着用する。
- ④防犯登録を購入店でしておくこと。

2 制服について

- (1) 学校指定のものを着用する。(ブレザー、ベスト、スラックス、スカート)
- (2) ワイシャツやブラウスは無地の白色とする。また、中に着る肌着についても、白色(無地)を基調としたものとする。
- (3) ワイシャツやブラウスの裾は、下衣に入れる。
- (4) ネクタイはシャツの第1ボタンをしめた上で隠れる程度までしっかり上げる。
※ネクタイの種類によって記載内容を検討する。
- (5) スカート丈は『膝が隠れる程度』を基準とし、ウエスト部分を折ったり、切ったりするなど長さを加工することは禁止とする。
- (6) 靴下は、ショートソックスからハイソックスとし、白色、黒色、紺色とする。
- (7) スラックスを着用する場合はベルトをして、華美でないものとする。

3 季節・場面における服装について

- (1) 夏季略装期間中について
 - ア ネクタイを着用しなくても良い。
 - イ ワイシャツ及びブラウスの第1ボタンを外すことを認める。
 - ウ ベストの着用は任意とし、ベストを着用しない場合は下着が透けないように留意する。
 - エ 学校指定のポロシャツを着用することができる。また、スカート、スラックスから裾を出して着用することを認める。
- (2) 防寒について
 - ア 寒いときは、長袖肌着やタイツ、レギンスなどを着用して防寒すること。
 - イ 防寒のため、上着を着る場合は、ブレザーの上から着ること。
- (3) 行事等について
 - ア 儀式的行事(始業式、終業式など)のとき、および実習先の見学、面接などでは、白色のワイシャツ及びブラウスを着用する。また、夏季略装期間中の儀式的行事においては、ネクタイ・ブレザーを着用しなくても良い。
 - イ その他の行事のときは、担当の先生やHR担任の指示を聞いて着用する。
- (4) 登下校の服装について
 - ア 制服を基本とする(夏季略装含む)。
 - イ その日の学習活動、行事によってはジャージや作業服での登下校を認める場合もある。
 - ウ 事情があり、制服での登下校が困難な場合は、HR担任に相談する。

4 作業服について

- (1) 指定の作業服を着用する。
- (2) ベルトは必ず身に付けて袖のボタンは留めるか、ずれ落ちないように腕まくりをすること。
- (3) 作業服の上を脱ぐ際、ティーシャツ（長袖含む）での活動を認める。その際、下着が透けないように留意する。
※肌着やトレーナー、フリースなどでの活動は認めない
- (4) ティーシャツの裾は、身だしなみと安全上必ずズボンに入れる。
※女子は、ティーシャツでの作業時、下着が透けないように留意する。
- (5) 靴下の色や柄、長さは校則に準じるが、作業担当の先生から指定がある場合は従うこと。
- (6) 室内の作業で寒いときは、作業服の下に長袖肌着や長袖ティーシャツ、トレーナー、フリース、タイツ、レギンス、ジャージ（上）などを着用して防寒すること。それでも寒さを感じるときは授業担当者に相談する。
※フードが付いているものを作業着の中に着用することは禁止とする。

5 ジャージ・ハーフパンツについて

- (1) 指定のジャージを着用する。
- (2) ファスナーは、胸にあるワンポイントまでしっかり上げる。
- (3) ジャージを脱ぐ際は、ティーシャツ（長袖含む）での活動を認める。
※肌着やトレーナーなどでの活動は認めない。また、体育、体力づくりの授業で学校指定ポロシャツの着用はできない。
- (4) ジャージ（上）を着用する際にティーシャツがはみ出す場合はズボンに入れる。
※女子は、ティーシャツでの作業時、下着が透けないように留意する。
- (5) 靴下の色や柄、長さは制服の着用規定に準じるが、状況によって使い分ける。
- (6) 裾が長く、おしりが隠れるようなティーシャツについては、ジャージ（下）に入れる。
- (7) 運動を行う授業時のみ、スポーツ用のロングタイツを指定ハーフパンツの中に着用することを認め、前後（授業前の休み時間や授業後の清掃）での着用についても認める。
- (8) 寒いときは、長袖肌着や長袖ティーシャツ、トレーナー、フリース、タイツ、レギンスなどを着用して防寒する。それでも寒さを感じるときは授業担当者に相談する。
※フードが付いているものをジャージの中に着用することは禁止とする。

6 その他、身だしなみにかかわること

- (1) 髪の毛の色を変えることやピアスなどのアクセサリは全て禁止とする。
- (2) ヘアピンやヘアゴムなどは華美ではないものとする。
※運動をする授業の時はバレッタやヘアピンはなどケガの可能性があるものは禁止とする。
- (3) ツメや頭髪は定期的に切る。
- (4) 化粧、マニキュアなどは禁止とする。ただし、男子がひげをそった後でクリームを塗って学校に来ることは認める。

7 プレゼントや手紙の受け渡しについて

- (1) 生徒、先生にかかわらず、個人的な贈り物は禁止する。
例：バレンタインデーのチョコレート、見学旅行のお土産など
- (2) 事情があり、学校で個人的な贈り物がある場合は先生に相談する。
- (3) 学校生活中に手紙を渡す際は、不適切な内容（悪口や相手を傷つける言葉）を書かない。

8 携帯電話・スマートフォンについて

- (1) 基本的に学校への持ち込みは禁止する。許可を得て持ち込む場合は、登校後、HR担任に預けて、下校前に返却してもらう。
- (2) 生徒同士の住所、電話番号、メールアドレス、SNSのIDなどの交換は可能とするが、得られた個人情報の取扱には注意する。特に、承諾なく他の誰かに教えることは厳禁とする。
- (3) SNSの使い方について、次のことに特に注意する。
 - ア 個人情報（住所、氏名、学校名等）が特定されないようにする。
 - イ 素性のわからない人から、個人情報や画像の提供を求められても断ること。
 - ウ SNSを利用した犯罪行為（闇バイトなど）に加わらない。
※短期間で高額な報酬がもらえ、仕事内容が楽などという仕事は闇バイトの可能性が高い
- (4) 先生方との連絡先の交換は全て禁止する。ゲーム内のID交換も同じとする。

9 外泊・外出について

- (1) 友達の家遊びに行ったり、泊まったりするときは、お互いの保護者の許可をもらう。
特に異性の家に行く場合は、保護者がいない状態で会うことは禁止する。
- (2) 家の外で会う場合は、お互いの保護者の許可を得て、行き先や時間、誰と行くかなどを出かける前に伝える。
- (3) 自宅には、21:00 までに戻るようにする。また、旅行先などで保護者と一緒にいるときも 23:00 までに宿泊施設に戻るようにする（23:00 以降は北海道の条例により保護者と一緒においても警察に補導される可能性がある）
- (4) パチンコ店、雀荘、居酒屋（主としてアルコール飲料を提供する飲食店）、その他 18 歳未満の入店が制限されている店の生徒の出入りは禁止する。
- (5) 競馬場に行くことは問題ないが、馬券の購入は認められない。
※購入した場合、補導される。

10 アルバイトについて

- (1) アルバイトは許可制とし、明確な理由を持った上で希望する生徒は HR 担任に伝え、申請を行う。
※無断で行っていた場合、進路（採用）決定の場面で不利になることもあるので、必ず申請すること（進路指導部と連携する）。
- (2) アルバイトに関わる一切は保護者の責任の下、行うものとする
- (3) アルバイトをする日は、長期休業中もしくは休業日（土日祝日）とする。
- (4) 学業に差支えのない範囲で行うこととし、アルバイトによる遅刻、欠席、早退は認めない。もし、学業に支障が出た場合は許可を取り消す。
- (5) 職種について、学生としてふさわしくないと判断した場合、学校として認めないこともある。
- (6) 法律（労働基準法など）および学校の規則を遵守すること。
- (7) 事故等があったら、速やかに学校（担任）へ連絡できる。

11 自動車運転免許の取得について

就職先から卒業後すぐに必要とされる場合については、保護者の同意と学校生活の状況を考えて許可を出す。ただし、自動車学校への通学は学業に支障が出た場合は、学業を優先することとする。

12 懲戒について

学校生活を送る上で様々な決まりがあるが、その決まりを守れなかった場合には以下の表のような特別指導を受けることになる。また、この一覧の内容は指導内容を決めるための基準ではあるが、やってしまった内容によっては指導が重くなることもある。

異性との身体接触	生徒指導部長説諭（状況によって教頭説諭）
異性の棟への侵入行為	生徒指導部長説諭（状況によって教頭説諭）
寄宿舎での危険行為	生徒指導部長説諭（状況によって教頭説諭）
窃盗行為（寄宿舎内）	生徒指導部長説諭（状況によって教頭説諭）
喫煙、飲酒	有期停学（7日間）
いじめ	無期停学（相手への謝罪などを含む）
暴力	有期停学もしくは無期停学（相手への謝罪などを含む）
窃盗（万引き）	無期停学（相手への謝罪などを含む）
異性との過度の身体接触	有期停学（3日間）
わいせつ行為	無期停学（同意の有無は関係ない）
不適切なメール（自画撮りのわいせつ画像）のやりとり	有期停学（7日間） ※画像をネット上に拡散させてしまった場合は無期停学
器物破損	有期停学（3日間）

（補足）成年年齢引下げについて

令和4年（2022年）4月1日から成年年齢が20歳から**18歳**に引下げられました。このため、ほとんどの生徒が今金高等養護学校在学中に「大人（成年）」となります。当然、地域の方々や実習先の方々からも「子ども（未成年）」ではなく「大人（成年）」として見られることとなります。また、成年となれば未成年と比べ、できることが増えますが、その分**大人としての責任**が問われます。

○18歳になると可能になるもの

- ・保護者の同意がなくても契約できる（クレジットカード、ローン、携帯電話、一人暮らしの部屋の借り入れなど）
- ・10年有効のパスポートを取得できる
- ・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得できる
- ・結婚が可能（女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に）

○18歳になってもできないこと（20歳になるとできるもの）

- ・飲酒、喫煙
- ・競馬、競輪、競艇そしてオートレースなどの投票券の購入
- ・国民年金への加入
- ・養子を迎える

付則

令和3年（2021年）4月1日 一部改正

令和4年（2022年）4月1日 一部改正

令和7年（2025年）4月1日 「高校生活の心得」を「校則集」として再編集、一部改正